

医療における情報(薬剤)の標準化を考える⑦

医療データ活用基盤整備機構

折井 孝男

わが国におけるリアルワールドデータのソースについて、病院情報システム(電子カルテ、レ

セプト、DPCなど)、臨床データベース、患者レジストリー、さらにモバイルヘルス、パーソナルヘルスなどを挙げることができます。

が強かった。さらに、コンピュータに対する不信感、特に医療(ヒトがヒトをケアする)へのコンピュー

タ導入に対する反発などが強く見られた。70年代の病院業務へのコンピュータの導入によ

り、医事業務の効率化、80年代の診療業務の支援として、部門システム、オーダリングシステムへと展開した。

このことについては、本連載の2回目にも述

べた。このようなコンピュータの導入に合わせ、医師法の第24条(診療録の記載および保存)

(表1)が99年に厚生労働省(旧厚生省)通知「診療録等の電子媒体による保存について」として出

された。一定の基準を満たす場合に診療録等を電子媒体で保存することを可能とした。(紙の診療録等は保存しなくともよい)

(診療録等の電子化に関する厚生労働省[旧・厚生省]通知)

表1 医師法(第24条)

第24条(診療録の記載および保存)

第1項 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

第2項 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。

表2 診療録等の電子媒体による保存について(1999年)

一定の基準を満たす場合に診療録等を電子媒体で保存することを可能とした。(紙の診療録等は保存しなくともよい)

(診療録等の電子化に関する厚生労働省[旧・厚生省]通知)

り、蓄積された診療データ等による信頼性あるエビデンスを作り出す可能性があり、これまで出てきたと言える。

EBMについては、患者の問題の定式化、問題についてのエビデンスの収集、エビデンスの批判的吟味、エビデンスの患者への適用、そしてこれらのおわりに

おわりに

990年代より示された。EBMは、医療従事者の経験を中心

に患者に適した医療を提供する

という従来からの考え方

でなく、その患者に提供する医療を選ぶに当た

り、必要と考えられる科学的な根拠を収集、評価する。そして、こ

れらの情報をもとに患者に提供すべき医療を選択し、適用していくものである。

利活用につながる信頼性の高いデータを捉える体

制を考えることが大切で

ある。